風評払拭・風化防止のための確実な取組を求める意見書

当県では、原子力災害の影響により、農林水産業を始め、観光産業など様々な分野における風評が根強く続いている。また、東日本大震災の発生から５年９か月という長い時間の経過とともに、当県に対する国内外の人々の関心が低下するなど、予想以上の速度で風化が進んでいる。

当県産農林水産物を始め、我が国の農林水産物や食品は、世界で最も厳しいと言われる審査を経て出荷されていながら、その安全性が理解されていないため、いまだに３０を超える国・地域において輸入規制が継続中である。また、昨年度、教育旅行で当県を訪れ宿泊した人数は、東日本大震災発生以前と比較すると５割程度にとどまるなど、当県を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

このような中、当県の復興を確実に前に進めていくためには、継続して復興の現状や取組等を国内外へ正確に力強く発信し、実際に多くの方々に訪れてもらうなど、当県への関心の持続と正しい理解を得ながら、風評払拭・風化防止のための確実な取組を進めていくことが重要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

１　当県に対する関心や正しい理解を醸成し、戦略的情報発信の取組に必要な財源を確保するとともに、諸外国への輸入規制解除の働きかけや当県産品に関する正確な情報の発信等、国を挙げて当県における風評払拭・風化防止に取り組むこと。

２　当県産農林水産物の安全性を確保し、正しい情報を発信するための緊急時環境放射線モニタリング、米の全量全袋検査、農業生産工程管理（ＧＡＰ）等、消費者の更なる信頼回復や競争力強化を図る取組に必要な中長期的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年１２月２１日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
農　林　水　産　大　臣
経　済　産　業　大　臣
復　　興　　大　　臣

あ　て

福島県議会議長　　杉　山　純　一